

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄 (記載を省略できる場合があります。)	配置図記載欄 (記載を省略することはできません。)

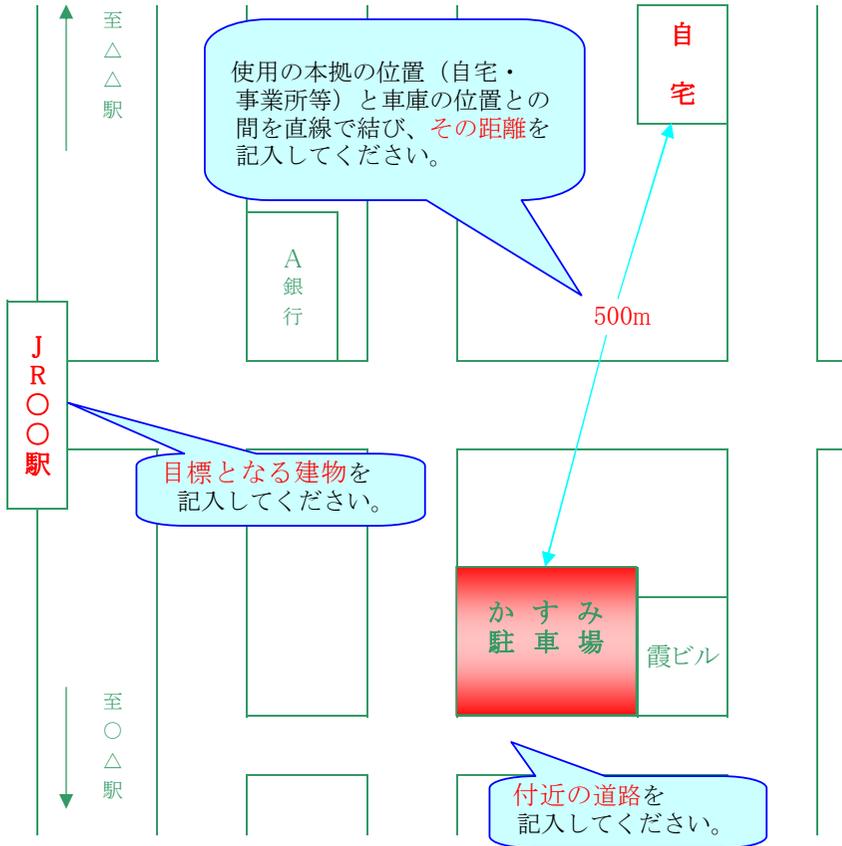
- 注 1 保管場所証明申請の場合で同申請書(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第1号)の備考1に該当するとき、又は保管場所届出の場合で同届出書(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第2号)の備考4に該当するときは、「所在図」の記載を省略することができます。
- 2 所在図には、使用の本拠の位置(自宅、事業所等)と保管場所の位置との間を直線で結び、その距離を記入してください。
- 3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の幅と奥行き(保管場所が立体駐車場等にあつては、幅と奥行きと高さ)をメートルにより記入してください。
- 4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示するほか、保管場所番号を記入してください。

【 保管場所所在図・配置図 】の記載例

留意事項

- 次のいずれにも該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・ 自動車の買い替え時等の自動車の入れ替えである。
 - ・ 「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・ 自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出（新規）の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、又は届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の使用の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。（平成23年7月19日から適用）
- 上記に該当する場合でも「配置図」の省略はできません。

所在図記載欄
(記載を省略できる場合があります。)



配置図記載欄
(記載を省略することはできません。)

